

ハイブリット社債という名の株式

(三菱商事が平成27年6月12日発行)

三菱商事が発行した
期限60年のハイブリット社債
(劣後特約付き)

※発行時格付けは、R&IでA格
(企業格付けは、同AA一格なので、普通社債より2ノッチ下)

劣後特約(利息の支払い、残余財産など)

第1回債(発行総額680億円)

当初10年間の金利は、3ヵ月円
Libor+1.00%
11年後～25年後の金利は、3ヵ
月円Libor+1.25%
26年後～60年後の金利は、3ヵ
月円Libor+2.0%

・5年後から発行会社による繰
上償還可能
・税制事由、資本性変更事由の
発生による繰上償還

第2回債(発行総額920億円)

当初5年間の金利は、1.31%
6年後～10年後の金利は、3ヵ月
円Libor+1.00%
11年後～25年後の金利は、3ヵ
月円Libor+1.25%
26年後～60年後の金利は、3ヵ
月円Libor+2.0%

・5年後から発行会社による繰
上償還可能
・税制事由、資本性変更事由の
発生による繰上償還

第3回債(発行総額400億円)

当初10年間の金利は、1.68%
11年後～25年後の金利は、3ヵ
月円Libor+1.25%
26年後～60年後の金利は、3ヵ
月円Libor+2.0%

・10年後から発行会社による繰
上償還可能
・税制事由、資本性変更事由の
発生による繰上償還

60年という超長期

発行額の50%を普通株式と同様の資本と見做す【格付機関】

※税制事由とは、法令変更等で利息が損金に算入されなくなる等、税務上著し事由の発生
※資本性変更事由とは、格付機関が本社債の発行時の資本性より低くなることを決定した場合



何故株式と見做すのか？

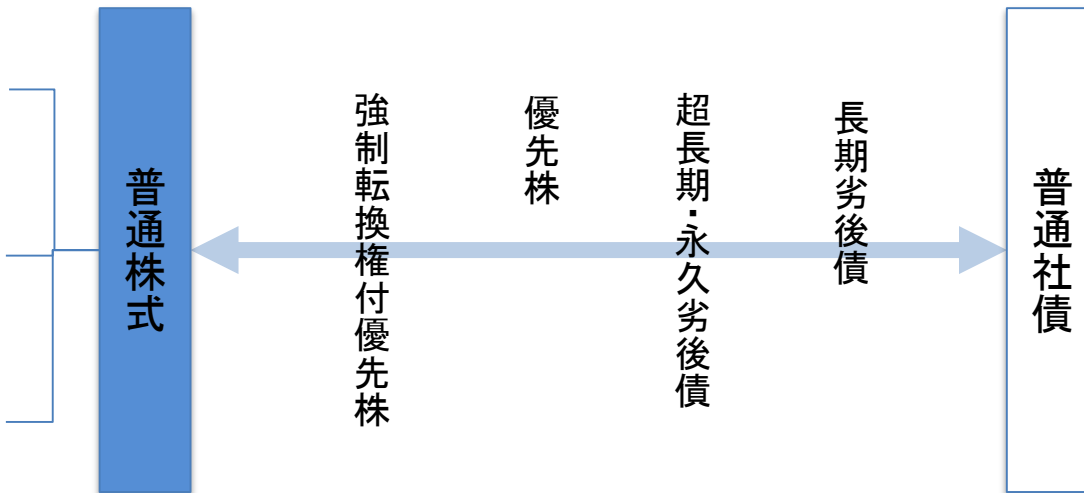
(格付投資情報センター「ハイブリット証券の資本性の評価と格付の視点」より)

定義

期限・返済の義務がない

配当の支払い義務がない

破綻時における請求権が最劣後

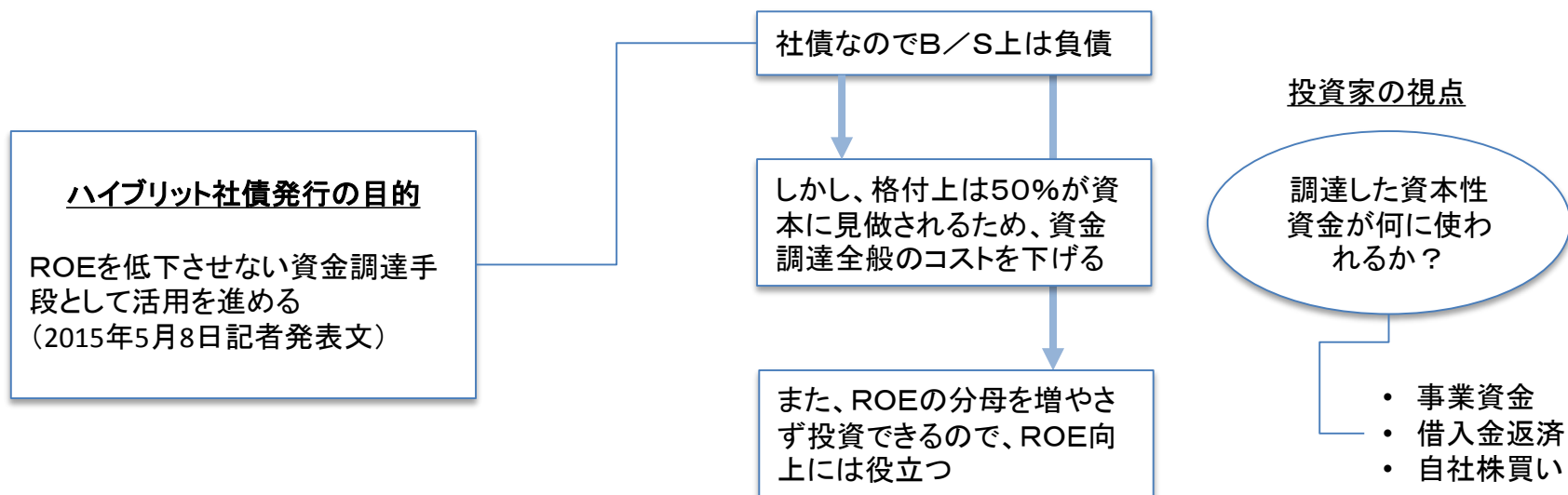


・償還までの期間
・利息や配当の支払いの繰り延べ
・破綻時における請求権の順位
以上を総合的に判断して、資本性を10%から90%まで5段階に分類

※三菱商事のハイブリット債は、資本性50% (三段階目)と判断

発行の目的とその期待される効果は

(平成27年6月時点)



ハイブリット社債 (第1回債)	普通社債 (6/16気配債)	普通株式
当初10年間は、短期変動金利+1%	80回債(2028年9月8日償還)利回り0.99%	予想配当利回り2.3%
議決権なし	-----	議決権あり